

検討のためのたたき台・その2

〔改訂版〕

（第3－4 罰金の裁判の告知を受けた者が出国することにより労役場留置の執行を免れることを防止する仕組みを設けること）

第3-4 罰金の裁判の告知を受けた者が出国することにより労役場留置の執行を免れることを防止する仕組みを設けること

1 考えられる制度の枠組み

出入国管理及び難民認定法に規定する退去強制令書が発付されても送還をしない措置を執ることができることをひとまず前提とした。

(1)ア 裁判所は、罰金の裁判の告知を受けた被告人について、当該裁判の確定後において罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、勾留状を発する場合を除き、検察官の請求により、又は職権で、決定で出国してはならないことを命ずるものとする。

イ アによる命令を受けた被告人が出国しようとした場合には、出入国管理及び難民認定法の規定により出国確認を留保することができるものとするとともに、アによる命令に違反して出国しようとしたことを理由として、検察官の請求により又は職権で、保釈を取り消し、又は勾留することができるものとする。

ウ 次のいずれかに該当するときは、アによる命令及びイによる勾留は、その効力を失うものとする。

(ア) 罰金に相当する金額について仮納付の裁判が執行されたとき。

(イ) 罰金の裁判が破棄されたとき。

(ウ) 略式命令の効力が失われたとき。

(2)ア 裁判所（官）は、罰金の裁判が確定した者について、罰金を完納することができないこととなるおそれがあると認めるときは、イによる身柄拘束をする場合を除き、検察官の請求により、決定で出国してはならないことを命ずるものとする。

イ 裁判所（官）は、次の(ア)から(ウ)までに掲げる者について、罰金を完納することができないおそれがあると認めるときは、検察官の請求により、罰金の裁判の確定後、刑法第18条第5項に定める期間が経過するまでの間、その者の身柄を拘束することができるものとする。

(ア) (1)イにより勾留されている者

(イ) (1)アによる命令又はアによる命令に違反して出国しようとした者

(ウ) 逃亡すると疑うに足る相当な理由がある者

ウ イによる身柄拘束がなされた日数は、罰金に算入するものとする。

エ 次のいずれかに該当するときは、(1)アによる命令及びアによる命令並びにイによる身柄拘束は、その効力を失うものとする。

- (ア) 罰金が完納されたとき。
- (イ) 労役場留置の執行をしたとき。
- (ウ) イによる身柄拘束の日数が罰金の告知とともに定められた留置の期間の日数を超えることとなったとき。

2 検討課題

- (1) 出国禁止命令の対象とすべき者の範囲（上記1(1)ア・(2)ア）
 - 罰金の裁判の告知を受けた被告人又はその裁判が確定した者について、労役場留置の執行を確保するための出国禁止命令が必要であり、かつ相当とされるのは、どのような場合か
 - 料金の裁判を告知された者も対象とするか
- (2) 出国を防止する仕組み（上記1(1)イ・(2)イ(イ)）
 - 裁判所（官）の命令に違反して出国しようとしたことを理由として保釈を取り消し、若しくは勾留し、又は身柄拘束をすることができるものとするかは相当か
- (3) 一時出国の許可等の仕組み
 - 一時出国を許可することができるものとするか
 - ・ どのような場合に一時出国を許可することができるものとするか
 - ・ どのような手段により帰国を担保するか
- (4) 罰金の裁判の確定後の身柄拘束（上記1(2)イ）
 - 罰金の裁判が確定した者について、身柄拘束が必要であり、かつ相当とされるのは、どのような場合か
- (5) 罰金の裁判の確定後の出国禁止命令及び身柄拘束の手続（上記1(2)ア・イ）
 - 出国禁止命令及び身柄拘束は、裁判所（官）の判断により行うものとするか
- (6) 出国禁止命令及び勾留・身柄拘束の失効（上記1(1)ウ・(2)エ）
 - 出国禁止命令及び勾留・身柄拘束の効果は、どのような場合に失われるものとするか